

理事会メッセージ「公益法人改革と第53回通常総会について」

平成20年12月に新しい公益法人制度が施行されて当協会は自動的に「特例民法法人」となりました。特例民法法人から移行期間の終了である平成25年11月30日までに公益社団法人または一般社団法人を選択し移行申請を行わなかった場合は解散となります。すべての特例民法法人は認定または認可を受けなければ新制度の法人に移行できないと内閣府公益認定等委員会の広報で注意を呼びかけています。

公益社団法人認定申請準備のための特別委員会の経過は毎号会報上に詳細な報告があり会員の皆様には公益法人改革についてご理解いただいているところですが、第53回通常総会の第4号議案、第6号議案、第7号議案に関連して参考までに説明します。

第4号議案「新理事及び監事の承認」では名称変更による定款の一部変更により初めて役員全員が総会で選任されます。役員選考結果及び候補者についてはこの会報の1面をご覧ください。

明治29年に制定され100年以上経て様々な制度疲労が見られた旧制度の問題点を解決するための新しい関連三法が公布され、主務官庁制が廃止されました。新しい法人運営は自主性が重視されることになり、法律でガバナンスに関する様々な事項が明確に定められています。従来の理事会は任意の機関でしたが、新制度において理事会は法律の定める機関となり、その権限や職務も法律で定められています。法人はどのような目的で、どのような体制で、どのような事業活動を行っていくかの判断を新しい法令に基づき自主的に行う必要があります。法人のガバナンスの見直しにより機関設計が諮られ2009年11月定例理事会においてJAUW 役員構成案および移行措置が可決され理事の人数が変更されました。

第6号議案は「法人選択の方向（一般社団法人への移行）」です。理事会では特別委員会と連携して公益法人改革を審議してきました。2009年11月定例理事会において「非営利を徹底させた一般社団法人」を選択することを可決しました。

【一般社団法人選択の理由】

公益社団法人の認定には公益目的事業に必要な経理的基礎と技術的能力を有するとともに、「公益目的事業比率」が50%を超えているかどうか毎年厳しく審査される。非常に努力をしてたとえ認定を得ても、毎年認定を維持することは会員の高齢化及び会員の減少から負担が重く困難である。公益認定取消の場合はほとんどの財産を認定法第5条に定める公益的団体等へ贈与しなければならない。これは財産没収に近く、解散となることも予想される。一方、一般社団法人は公益目的支出計画に従った実施事業を行うため、法人の創意工夫により公益的な事業

はもとより柔軟な事業の展開ができる。当協会には、一層事業が活動しやすくなる。【税制】 公益認定法人には寄付優遇等があり、一般社団法人にはない。ただし「非営利性が徹底された法人等」には税制の優遇がある。

【監督】 公益認定法人には立入検査の実施、行政庁による勧告・命令、認定の取消がある。一般社団法人は原則、法人の自主的な運営が可能となる。公益目的支出計画実施中は行政庁へ報告を提出する。公益目的支出計画が終了すれば報告は不要となる。原則として業務・運営全体について一律的監督はない。

次に特例民法法人から一般社団法人への移行認可の基準について説明します。

【認可基準】

1. 定款の内容が法人法に適合するものであること。
2. 法人の移行時の純資産額を基礎に計算した公益目的財産額がある法人は、作成した公益目的支出計画が適正であり、確実に実施すると見込まれるものであること。

この2点の認可基準に従って新しい法律に基づいた定款変更案が必要となります。公益目的財産額については基本財産の扱いが鍵となります。総会の懇談の部で説明します。

第7号議案は「会員資格（短期大学卒業者を含む）」です。短期大学卒業者を正会員とすることについて会員の皆様の意向は第51回通常総会（大阪開催）懇談の部で得られていますが会員資格は社団法人の骨格を成す重要な論点です。そのためこの度の通常総会の議案とすることを2010年2月定例理事会で決定しました。

【短期大学卒業者を正会員に含む理由】

1. IFUW 総会決議により JAUW の短期大学卒業者が正会員となることが可能となった。
2. 事業活動に積極的に協力してきた人がいざ入会する時になって短期大学卒業という理由で正会員になれない事態が全国の支部で散発してきた。短期大学卒業者の入会を認めることによって有能なキャリアの会員が増加し、年齢の多様化が実現して事業が活性化すると予想される。

以上が総会の議案に関連する説明です。社会情勢と個人の価値観が変化する中、ますます民間の非営利部門の柔軟な活動が期待されています。一般社団法人への移行を当協会の飛躍のチャンスと受け止めて今後のあり方をご一緒に考えていきませんか。ご理解ご協力をお願いします。

愛知支部の活動

愛知支部長 松崎園子

2011/12年度 IFUW 国際奨学生募集案内

応募資格

1. IFUW 会員であること
2. 2011年4月1日から2012年12月31日迄の間に行う研究が対象
3. 応募者が教育を受け、あるいは居住する国以外の国で研究を行う
但し、Iの1)は英国での研究希望者が対象

I Fellowships

1) British Federation Crosby Hall Fellowship	2,500英ポンド
2) CFUW/A Vibert Douglas International Fellowship	12,000カナダドル
3) Ida Smedley MacLean International Fellowship	8,000-10,000スイスフラン

研究期間：8ヶ月—12ヶ月

・IFUW が認める大学のドクターコース1年次修了者

II Grants

1) NZFGW Daphne Purves International Grants	3,000-6,000スイスフラン
2) Winifred Cullis Grants	3,000-6,000スイスフラン
3) Dorothy Leet Grants	3,000-6,000スイスフラン

研究期間：2ヶ月以上

・研究を行う大学の受け入れ許可書が必要

・3)は、国民所得が低い国の女性が対象

応募締切り

2010年9月1日迄にJAUW 本部宛、応募用紙をメールで送信すること

選考結果は2011年3月1日迄に通知

応募要項の詳細は http://www.ifuw.org/fellowships/2011_instructions.pdf を、

応募用紙は http://www.ifuw.org/fellowships/2011_applications.doc をご覧になるか、国際奨学委員長にお問い合わせください。
国際奨学委員長 平野和子

《理事会から》

●今号の発送には以下の総会関係の書類がはいります。

①総会の出欠の返事と委任状の葉書

②2010年度収支予算書（正味財産増減表）（案）

●委任状は欠席の場合、必ず4月15日までに投函してください。

●訂正とお詫び

236号の第9回自然科学講演会報告での写真のコメントのお名前が間違っております。

大泉涼氏→大野涼氏と訂正しお詫びいたします。

第12回 大学女性協会 守田科学研究奨励賞贈呈式ご案内

第12回賞贈呈式および祝賀パーティを開催いたしますので、多数ご出席いただきたくご案内申し上げます。

日 時 2010年6月5日（土）

贈呈式・受賞者講演 13時～14時30分

祝賀パーティ 14時40分～16時

場 所 アルカディア市ヶ谷（私学会館）

東京都千代田区九段北4-2-25

TEL 03-3261-9921

JR、東京メトロ、都営地下鉄「市ヶ谷」駅より徒歩3分

会 費 2,500円

申込先 (社) 大学女性協会事務所

TEL 03-3358-2882 FAX 03-3358-2889

メキシコ総会渡航費を
若手会員に支援
45歳以下で8／3～10の全日程参加できる方に
問い合わせは国際委へ

はもとより柔軟な事業の展開ができる。当協会には、一層事業が活動しやすくなる。【税制】 公益認定法人には寄付優遇等があり、一般社団法人にはない。ただし「非営利性が徹底された法人等」には税制の優遇がある。

【監督】 公益認定法人には立入検査の実施、行政庁による勧告・命令、認定の取消がある。一般社団法人は原則、法人の自主的な運営が可能となる。公益目的支出計画実施中は行政庁へ報告を提出する。公益目的支出計画が終了すれば報告は不要となる。原則として業務・運営全体について一律的監督はない。

次に特例民法法人から一般社団法人への移行認可の基準について説明します。

【認可基準】

1. 定款の内容が法人法に適合するものであること。
2. 法人の移行時の純資産額を基礎に計算した公益目的財産額がある法人は、作成した公益目的支出計画が適正であり、確実に実施すると見込まれることであること。

この2点の認可基準に従って新しい法律に基づいた定款変更案が必要となります。公益目的財産額については基本財産の扱いが鍵となります。総会の懇談の部で説明します。

【短期大学卒業者を正会員に含む理由】

1. IFUW 総会決議により JAUW の短期大学卒業者が正会員となることが可能となった。
2. 事業活動に積極的に協力してきた人がいざ入会する時になって短期大学卒業という理由で正会員になれない事態が全国の支部で散発してきた。短期大学卒業者の入会を認めることによって有能なキャリアの会員が増加し、年齢の多様化が実現して事業が活性化すると予想される。

以上が総会の議案に関連する説明です。社会情勢と個人の価値観が変化する中、ますます民間の非営利部門の柔軟な活動が期待されています。一般社団法人への移行を当協会の飛躍のチャンスと受け止めて今後のあり方をご一緒に考えていきませんか。ご理解ご協力をお願いします。

第30回 IFUW 総会出席旅行のご案内

2010年8月5日（木）～9日（月）の日程で開催される、第30回IFUW 総会にあわせ、社団法人大学女性協会様よりご依頼を頂きました弊社では、下記の3コースを企画致しました。会員の皆様ならではの魅力あるご旅行とするべく、一生懸命努めさせて頂きます。多数のご参加を何卒宜しくお願い申し上げます。

- 【A】 会議出席コース12日間 『2010年8月2日（月）～13日（金）』
 〈含む〉 8/3 テオティワカンとメキシコシティー観光（終日）
 8/4 国立人類学博物館（午前中）
 8/10～11 ケレタロ1泊ツアー

旅行代金：285,000円（内：観光代66,500円）

- 【B】 会議出席コース10日間 『2010年8月4日（水）～13日（金）』
 〈含む〉 8/10～11 ケレタロ1泊ツアー

旅行代金：267,000円（内：観光代48,500円）

- 【C】 ワークショップ出席コース8日間 『2010年8月4日（水）～11日（水）』
 〈含む〉 8/5 テオティワカンとメキシコシティー観光（終日）
 8/8 ソチミルコ観光（終日）
 8/9 クエルナバカとタスコ観光（終日）

旅行代金：313,000円（内：観光代94,500円）

* 【A】・【B】コースに関しては、IFUW 指定のホテルご宿泊プランとして、会議期間中の宿泊代金は含まれておいません。別途お手続きをお願いいたします。

* 各コース共に、空港税（成田：2,540円 現地：8,240円）・燃油サーチャージ代（14,000円：2010年2月現在）は含まれておません。

* 上記以外のオプション及びその他ご希望が御座いましたら、お気軽にご相談下さい。又現地でも受付致します。

お問い合わせ先

株式会社 JTB 首都圏 法人営業丸の内支店営業5課
 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-2 新日石ビル2階
 （営業時間平日9:30～17:30 土日祝休日）

TEL: 03-6213-0955 FAX: 03-6213-0959

IFUW 総会出席旅行係 担当：坂尻・小口（こぐち）・山本

